

I 生涯教育における大学の役割

【経済学科】

このことに関しては、一般論として言えば社会の高度化・高学歴化の進展に伴い、国民がその知識の内容を広げると同時に質の向上を図るという点から、大学の役割は増大するあるいは少なくとも減少しないということが予想され又期待されるとは言える。ただ大学人の力量がこの社会の要請に応えるだけの水準に達しているかどうかは、常に厳しく自己点検されねばならない。鋭い眼力と豊富な実際経験を持つ社会人が中高年になってから大学に復帰した場合、このような人々の期待に応えていくことは決して容易なことではない。又生涯教育なかんづく公開講座等は近年は各大学が鋭意取り組んでおり、供給の方も急成長してきておりしばしば過剰供給が起こる場合もあるようである。

この問題について学科内で出された意見を紹介すると、

- ① 社会人特別入学という特別措置をとっているから社会の期待には一応応えていると言える。これ以上のことをする必要はないのではないか。更につけ加えて言えば、リカレント教育もしているし本学教官と民間人との間では種々の共同研究も活発に行なわれている。社会人の要請に応えることばかり考えるのは本末転倒である。まずは本業本務に力を注ぐべきである。
- ② 社会人に対する教育は、今後は大学院において行なうことに重点を移すべきである。しかしこの際社会人に対して夜間授業をする頻度が増えれば、教官の授業担当時間は更に増える点にも留意すべきである。

などである。結論的に言えば、今後は実状を注意深く観察し、社会人・公開講座受講者の方々の御意見、御要望をよく聞き、教官の研究時間が確保されるよう十分配慮しながら本学の社会的役割と使命を着実に果たしていくほかはないであろう。

【商学科】

1 現 状

生涯教育に関する活動としては、商学部の夜間主教育、大学院の社会人教育、公開講座、リフレッシュ教育、リカレント教育などが考えられる。このような活動に対して、商学科はかなり積極的に取り組んできた。図表3-1は過去3年間に商学科教官が関係した公開講座及びリフレッ

シュ教育を示したものである。

図表 3-1 公開講座・リフレッシュ教育と関係教官

| | | |
|---------------|-------------------|---------|
| ○公開講座 | | |
| 平成6年度 | 社会保障と我々の暮らし | L |
| 平成7年度 | 21世紀の高度情報化社会を予見する | J |
| 平成8年度 | 戦後の日本を考える | K・F |
| | 激動社会の経営と技術 | H・C・G |
| ○リフレッシュ教育推進事業 | | |
| 平成7年度 | リフレッシュ教育講座 | D・F・J |
| | オープンゼミ | C・N・G |
| | 産業教育懇談会 | C・B・D・I |

2 今後の課題

当面、大学院の社会人教育のあり方について検討する必要がある。

【企業法学科】

1 現 状

(1) 公開講座

本学科により主催された公開講座は、以下の通りである。

| 実施年度 | 題 目 | 受講者数 | 備 考 |
|------|-----------------|------|-----------|
| S47 | 現代社会における災害と法の役割 | 19名 | |
| 53 | 現代における市民社会と法 | 67名 | |
| 57 | 自然と文化の中の人間 | 89名 | 一般教育等との合同 |
| H2 | 消費生活と法 | 36名 | |

『北に一星あり』第1集124頁以下より

このほか、他学科主催の公開講座に個別の教官が参加することはなされてきている。

(2) 社会人教育

本学科の社会人教育に関する実績を見る目安として、入学者数が参考となる。社会人入試は夜間主コースと大学院とで行われているが、夜間主コースの場合はこれまで全学部共通であったので、さらに企業法学科所属数も挙げてみた。

a. 夜間主コース

社会人入試の実施状況 (全学)

| 年度 | 定員 | 志願者数 | 受験者数 | 合格者数 | 入学者数 | 女子率 | 道外率 | 企業法所属数 |
|----|----|------|------|------|------|------|-------|-----------|
| H4 | 10 | 27 | 27 | 13 | 13 | 38 % | 15.4% | 3 (23.1%) |
| 5 | 10 | 22 | 21 | 10 | 10 | 60 | 0 | 6 (60 %) |
| 6 | 15 | 16 | 15 | 13 | 10 | 30 | 0 | 1 (10 %) |
| 7 | 15 | 19 | 17 | 13 | 13 | 53.8 | 7.7 | 6 (46.2%) |
| 8 | 15 | 15 | 15 | 13 | 12 | 61.5 | 16.7 | - |

企業法学科への所属は年によりばらつきがあるものの、平均して34.8%であり、専門4学科の中のシェアとしては平均を上回っている。

b. 大 学 院

社会人特別選抜による入学者数

| 年 度 | 入学者数 | 企業法所属数 |
|-----|------|---------|
| H5 | 6 | 3 (50%) |
| 6 | 2 | 1 (50%) |
| 7 | 6 | 3 (50%) |
| 8 | 5 | 2 (40%) |

大学院における社会人選抜合格者の状況についても、本学科のシェアは極めて高い。このように量的には、企業法学科が社会人教育に勢力を注いでいるということがいえよう。問題は社会人学生に対する教育のフォローが、内容的にも時間的にも十分なされているかどうかという点である。

(3) そ の 他

(1)及び(2)のほか、生涯学習として取り上げるに足る取り組みとしては研究者のための研修（リカレント）、ノンアカデミックの優れた人材を教官として迎えること、及び大学講義内容の一般公開などが考えられる。

このうち研究者の研修は、本学でも私学研修員の例があるが、本学科では未だその実例がない。実務家（行政官、司法官、企業人、法曹・準法曹その他の専門職）が一定期間研究者としての活動を行うために大学教官として在籍すること、特に元の職場に戻ることを予定した一種の人事交流は、他大学で見られるものの本学では見られない。元の実務ポストに戻ることを予定せず、研究者として今後も活動していくケースはしばしば見られ、本学の活性化に役立っていると思われるが、当該研究者にとっての生涯学習という観点は希薄になる。講義内容の一般公開は、本学の情報処理センターのサーバーを利用して、一部の教官が学外から利用可能なwwwによる講義公開

を行っており、本学科でも個人的になされているが、組織的な取り組みはない。

2 課 題

1で取り上げた現状のうち、現に組織的に実行されて一定の成果を収めているのは(1)公開講座と(2)社会人教育である。以下ではその二つについて、問題点と改善の方向を考えてみる。

(1) 公開講座

『北に一星あり』第1集122頁において、教務委員会は公開講座が低調である点について、その原因を大学主催の公開講座に対する社会的ニーズの変化と、小樽管内での需要の低下に求めている。そして対策として少人数の講座の企画立案、札幌圏での講演会形式実施、他大学とのジョイント開催、一般的・教養的テーマから具体的・実践的テーマへの変更などを提唱している。

これらの指摘は、本学科の公開講座についても概ね妥当するものと思われる。ただし、その実現に向けての環境はなかなか厳しく、増大する負担を埋め合わせるべきなんらかの制度的裏付けが必要である。

具体的には、まず予算の裏付けが必要と思われる。例えば、統一した内容の講座とするために準備会議を重ねる必要があると思われ、そのための会議費が必要である。他大学とのジョイントということを考えるのであれば、旅費も必要となろう。第二に公開講座内容が公刊される体制が必要である。その場限りのものに終わってしまうのであれば質の保証はしにくいし、参加する教官の研究活動とリンクするものともなりにくい。原稿化することの負担は重いだが、負担増を上回るインセンティブがあると考えられる。第三に、他大学とのジョイントという方法ともからむが、本学ないし本学科主催のシンポジウム形式で、他機関所属の優れた研究者を招聘するやり方がもっと考えられて良いであろう。そのためには講師料・旅費等の予算措置がより一層必要となる。

供給側のインセンティブのみならず、例えば企業アンケートで法務関係のセミナーテーマを募集するなど、需要の掘り起こしのための努力も必要である。

こうした努力がなされれば、意義ある公開講座となりうるであろう。

(2) 1 夜間主コースにおける社会人教育

量的には、絶対数の少なさという点を脇に置くならば、本学科が社会人教育に果たしている役割は大きい。ただし質的には課題を残している。もっともそれらは本学科固有の問題というよりも、夜間主コースのあり方全体に関わる問題というべきである。

夜間主コースの社会人学生については、本報告書のために簡単なヒアリングを行ったが、カリキュラム内容と開講時間の二点に問題を指摘する声が多く聞かれた。

a. 社会人向けのカリキュラムの不存在

夜間主コースのカリキュラムは、もともと昼間コースに比して少ない授業科目しか設定されず、特にゼミナールは交代で3ゼミの開講があるにとどまっている。その結果、企業法学科に所属しても他学科科目の履修は不可欠であり、昼間コースの開講科目を履修できる学生にとってはまだしも、時間的にそれができない学生にとっては自由な履修ができない点で大きな不満がある。

履修の選択の幅が極端に狭いことから、各講義の内容や授業方法に対する不満も一層高まるようである。

また社会人学生の問題意識は多様で、広く一般教養を身につけたいという者から語学や専門を重点的に学習したいという者、そしてより狭く消費者問題を究めたいという学生までいる。

b. 札幌に勤務する有職学生が通学することの困難

有職の学生にとって、時間的な制約は常に不満の種である。ある学生は「17時45分から講義が始まるという時間枠は、札幌からくる普通のサラリーマンには来るな、と言っているようなもの」といい、今後もし土曜日に開講されなくなれば、フルタイムで仕事をしている学生にとって過酷であると指摘している。

また学校施設の利用の面でも、夜間利用が限定的にしかできない点、とりわけ図書館が講義終了後に利用できず、講義のない期間はそもそも夜間利用できない点で、不満を抱いている。ここでも土曜日が非開講となれば図書館も利用できなくなるのではないかといった不安が表明されている。

c. 改善の方向

夜間主コースの現在の態勢が、社会人の時間的制約と多様なニーズに応えているとは言いがたいことは否定できないであろう。もっともこれらすべてに応えるのは不可能である。

もともと一般の学生を対象とした履修科目のセットを、夜間という限定された時間枠で、限られた数の教官が提供しており、そうした前提である限り現在の履修科目メニューは大きな改善の余地があるわけではない。せいぜい、昼間コースのゼミを履修できるようにすることや、通信教育を取り入れる、集中講義をより一層取り入れるなどの改革が考えられるが、多様なニーズに応えることは望めない。学校施設の利用時間という点ではなお改善の余地があるだろうが、これも行政上の限界がある。

社会人教育の方向性としては、部分履修を考えるほかないと思われる。講義内容に関する情報を広く公開し、入学から卒業という就学形態をとらずに随時履修できる科目履修の制度を大幅に拡充して活用することで、特定の目的を持って勉強したいという希望を持つ学生の需要に応えることができよう。

いずれにしても、企業法学科内での改善にとどまらない問題であり、全学的な取り組みが必要な事項である。

(2)-2 大学院における社会人教育

大学院については本学科の提供するコースがスタートして未だ日も浅く、対応が必ずしも固まっていないところが多々ある。例えば、社会人のための夜間開講ないし土曜開講であるが、現在は学生の希望をできるだけかなえようとする余り、土曜日に集中して講義を受ける学生もいる。

バスが開通したとはいえなお通学には不便な場所、仕事と両立させて修士課程に就学する以上、多少の無理はやむを得ないところだが、教育のレベルが低下する事態となつては本末転倒である。修士課程の教育は、研究者養成を目的としないことを踏まえても、なお学部レベルより数段高い努力が必要とされ、授業においても相当の準備を必要とするのが通常であろう。そうだとすれば、土曜日に4つ5つもの授業を受けることは本来不可能なはずである。

また社会人学生は実務経験を背景にした興味関心を持っているので、専攻を希望する分野はどちらかというと応用的な科目に偏りがちであり、従つてその関係の教官の負担が過重となりやすい。指導教官の負担ももちろんだが、それ以外の教官も授業の内容を受講者の興味関心に合わせようとするれば、個別指導を余儀なくされることにもなりかねない。

大学院教育では研究会への参加も重要な意義を有するが、本学科主催の「法制研究会」はこれまで平日午後開催されてきており、社会人の学生が常時参加するのは困難であった。

さらにかねてより検討中の、修士論文を社会人に要求するかどうかという問題も残されている。

これらの中には夜間主コースの社会人学生と共通する問題も含まれているが、大学院の場合はいわゆる講義形式をとることが少なく、フレキシブルな時間設定が可能な反面、学生自身の努力がより多く求められるという違いがある。これを踏まえて、大学院の社会人学生への対応としては次のようなものが考えられる。

- ① 短期集中の授業をいくつか開催すること。インテンシブコースを夏期・冬期などに設け、通常の授業と併用して履修することを可能にすれば、多少とも仕事との折り合いがつけやすくなる。
- ② 授業メニューを多様化し、一つの授業の単位を減らすこと。多方面のニーズに応じやすくするとともに、教官の負担の軽減や分散を図るためである。この目的のためには、他大学の授業履修をより一層促進することや非常勤講師によるスクーリングなども考慮に値する。
- ③ 就学可能性の実情に見合うように、場合により3年の履修計画を勧めること。
- ④ 先端的な通信手段を導入活用し、部分的に自宅での履修の可能性を開くこと。具体的にはインターネット・メールのやりとりによりゼミナールを開催したり、自習メニューをwwwで提供して、レポートを提出させたりといった方法が考えられる。
- ⑤ 札幌分校が実現した暁には、札幌での授業も多用すること。もつとも逆に教官の不便を考慮しなければならない。札幌と本学とをテレビ会議システムで結んで、本学でのゼミに札幌から「出席」という方法も考えられる。

- ⑥ 研究会への参加を社会人にも可能になるように、研究会の時間を工夫したり、頻度を多くすること。

【社会情報学科】

生涯教育は今後ますます期待されるようになるであろうと思われるが、高校卒業直後入学した均一の性質の学生を前提にした従来の方法論を画一的に延長するのでは、社会人の多様な期待に応えることが難しいと考えられる。種々のケースを考えながら、多様なニーズの中で、大学にふさわしい期待について、十分な役割を果たすように考えて行くべきであろう。

【一般教育等】

近年、18才人口が長期的な減少を続ける中で、大学の社会に果たす役割が大きく変わりつつある。現在、社会から求められている高等教育機関の機能は、従来からの高レベルの教育を受けた若者を社会に送り出すことのみにとどまらず、市民に生涯教育やリカレント教育の場を提供することも加わってますます多様化の傾向を強めている。昨今大学教育政策のキーワードとなっている、大学の開放化、自由化、多様化は、マス高等教育からユニバーサル教育への移行を想定してのものと考えることが出来る。これは今までの大学教育システムの根底からの転換であると言っても過言ではない。

大学の主たる機能は、教育、研究、社会サービスである。この機能の中で、大学院重点化が進められ、研究機能のさらなる強化が図られている。一方、大学は、生涯教育等の社会的ニーズに応え、社会サービスを重視すべきであるとの声も聞かれ。しかし本学のような文科系単科大学では、学部教育を重視し充実すべきであるとの意見もあり、本学が三つの機能を総合的に果たして行く道をとるのか、ある機能に重点を置くべきなのか、本学の理念とも絡めて、早急に行くべき道を決定的なことを迫られている。

一般教育の目的は、学生の専門教育を受けるための基礎学力を養うことの他に、社会人に要求される狭い専門の枠にとらわれることのない幅広い知識と、全人格的な人間形成を基礎とする良き市民を教育し、社会に送り出すことにある。この意味からも、一般教育等の教育は入学してくる学生のみならず、高校・大学などで教育を受ける機会を離れて久しい中高年層の市民に、現在の高等教育を再教育（リカレント教育）することは、社会のニーズに応えることになると考えられる。この観点から、一般教育では多くの公開講座を開講し、小樽市民のみならず、札幌圏の市民に高等教養教育の場を提供してきた。公開講座はスポーツ講座を除けば、休日または夜間の開講が最適だからである。最近、公開講座の受講者数が減少してきている。これからの公開講座は、大学の講義のような啓蒙的な話ばかりではなく、少人数からなる市民生活に密着した講座とするなど、少々工夫が必要な時期に来ていると思われる。

本学には、夜間短期大学部が改組された「夜間主コース」が併設されている。夜間の高等教育

は、勉学意欲のある社会人にその機会を与えるのが大きな目的の一つであろうが、職業に就いていない高校を卒業したての若者が学生の多くを占めているのが現状である。

昨今の18才人口の減少により進学が容易になるに伴って、各大学とも学生の質の低下が懸念されているが、本学においては、その影響は昼間コースよりも夜間主コースに先にあらわれてくるのは明白であろう。夜間主コースの教育を多様化し、社会人に対応した生涯教育やリカレント教育を中心に据えて行うことは、大学の社会に対する責務を果たすこととなり、ひいては入学者を教育する容れ物としての大学の質を高める結果となろう。一般教育等は多様な学問領域を包含していることから、生涯教育における牽引車の役割を果たすことが期待されていると考えられる。

しかし、これを実行するに当たっては、いくつかの大きな障害をクリアしなければならない。本学の教官にとって、昼間コースと夜間主コースと生涯教育（リカレント教育）のすべてを担当するのは大きな負担となるであろうし、夜間の教育のための設備のさらなる充実も必要であろう。また、小樽という小都市では生涯教育の志願者に限界があると考えられる。これらの障害をクリアできて初めて、充実した生涯教育の場が本学に築かれると思われる。

【言語センター】

すでに生涯教育の必要性が認識されて久しく、先鞭をつけるものとして放送大学が活動を開始している。北海道では放送大学に加え北海道大学のマスメディアを利用した公開講座が行われ、一定程度の生涯教育のニーズに応えている。一方本学ではいわゆる一般市民向けの公開講座が各教官組織を実施主体としてすでに長い伝統を持っている。

しかしこれから多様化し高度化して行くことが必至の生涯教育を考える上では、単なる公開講座の開設だけでは対応しきれなくなるであろう。この点を先取りする形で言語センターではその発足当初より、従来の公開講座を発展させ連続的な性格を持たせた「外国人による外国語会話講座」を発足させ、好評を得ている。このネイティブによる会話講座がもっとも効果を発揮しているのは英語中級会話講座であるが、その原因は明らかである。すでに大学が大衆化して久しく、小樽地区においても大学レベルの英語能力を有する市民の数は相当数に上り、海外旅行及び市民レベルの国際交流が活発になるにつれ、英語能力のブラッシュアップや高度化へのニーズが確実に高まっているからである。また言語センターが有する国際的に見ても高レベルのマルチメディアホールを筆頭にしたハード面の充実もこれに利していることは言うまでもない。しかし同時に開設しているロシア語と中国語講座については若干の問題が存在する。受講者におけるレベルの差がかなり大きく講師にとって授業の焦点をどこに定めるかについて常に悩まされる状態が続いていることである。すなわち語学の生涯教育についても英語と英語以外の外国語で対応を異にする必要がある。

おそらく聴講生、研究生そして科目等履習生といった制度と公開講座を有機的に連関させ、生涯教育に対する大学側からのプログラム提示が必要な時期に来ているのではないだろうか。教育

放送まで含めるならば、すでに選択に迷うほどの生涯教育の手段が提供されている時代にあって、大学が果すべきはやはりインタラクティブな教育の提供であろう。ただしインタラクティブとは単に教師と対面して質疑応答ができるだけの意味ではない。恐らく市民サイドで醸成されつつある新たな教養の形や知の地平を見通す手掛かりへの要請をこちら側も受け止め、それに対する適切な処方を探求することが求められている。この意味では生涯教育との取り組みは大学の学生教育ひいてはあらたな世紀のモラルの確立にまで関わる重要な問題を孕んでいると言っても過言ではない。

【教務委員会】

生涯学習審議会が平成8年4月24日に答申した「地域における生涯学習機会の充実方策について」では、生涯学習における大学の役割として「社会人の受入の促進」と「地域社会への貢献」を挙げている。「社会人の受入の促進」は「意欲と能力さえあれば、誰でもいつでも容易に高等教育を受けられるようにする必要がある。」として、以下の施策を提言している。

- ・教育内容の多様化と履修形態の弾力化
- ・公開講座の充実
- ・学内組織体制の整備
- ・社会人学生への支援の充実

「地域社会への貢献」は「地域一般の住民に生涯教育の場を提供することを通じて、地域社会へ貢献するという役割が期待される。」として、以下の施策を提言している。

- ・施設開放の促進
- ・社会からの支援

上記の項目の中で教務委員会が取り扱っている事項について平成8年度の実施状況をふまえて検討する。

「社会人の受入の促進」の第1項「教育内容の多様化と履修形態の弾力化」について答申は次の事項を掲げている。

- ・社会人特別選抜の推進
- ・夜間大学院の拡充
- ・科目等履修生制度の積極的な活用
- ・研究生の受入
- ・社会体験のための休学制度の活用
- ・通信教育の改善充実
- ・放送大学の全国化
- ・大学への編入学等

この中で「夜間大学院の拡充」は学部教務委員会が取り扱っている事項ではないので検討対象

から除外する。

「社会人特別選抜の推進」に関して本学では夜間主コースで社会人特別選抜を行っている。募集人員は13名で内訳は経済学科2名、商学科6名、企業法学科2名、社会情報学科3名で、小論文と面接によって選抜している。出願の要件は、「出願年度の4月1日現在で23歳以上で、社会人経験を5年以上有する者」、及び「現に就業し、入学後も就業しながら勉学することを確約できる者」である。社会人特別選抜で入学し夜間主コースに在学する社会人は50名で、内訳は平成8年度入学12名、平成7年度入学13名、平成6年度入学10名、平成5年度入学10名、平成4年度入学5名である。そのうち留年している者8名、過年度生4名である。

「科目等履修生制度の積極的な活用」に関して本学では学部、大学院とも科目等履修生を受け入れている。学部に在籍する科目等履修生は8名（うち夜間主コース2名）、受講科目数は24科目（うち夜間主コース3科目）で、主として教職科目の履修が多い。大学院の科目等履修生は在籍しない。

「研究生の受入」に関しては、平成8年度では5名の研究生が在籍している。その内訳は日本人研究生1名、研究留学生4名である。

「社会体験のための休学制度の活用」、「通信教育の改善拡充」、「放送大学の全国化」に関して本学は制度として実施していない。

「大学の編入学等」に関して答申では「編入学」、「専門高校・高等学校総合学科に対する入試制度」、「大学間の単位互換」、「大学以外の教育施設で取得した単位の認定」を挙げている。

「編入学」は本学では編入学試験を課して実施しているが、合格率は低い。「専門高校・高等学校総合学科に対する入試制度」に関しては平成10年度実施の予定である。「大学間の単位互換制度」に関しては、本学では「特別聴講学生」の制度を設けており、国内では北海道大学経済学部と単位の互換を行っている。海外では、オタゴ大学（ニュージーランド）、ブロック大学（カナダ）、忠南大学校（韓国）、ウーロンゴン大学（オーストラリア）、ウェスタンミシガン大学（アメリカ）、東北財経大学（中国）と学生交換協定を締結し学生交換留学制度を設けて、協定締結大学との間で単位互換を行っている。また、短期海外語学研修制度では、ニューヨーク州立大学バッファロー校、ウェスタンミシガン大学（以上、アメリカ）、ブロック大学（カナダ）、ウーロンゴン大学（オーストラリア）、ユーロキャンパス・アカデミーメルキュール校（フランス）、ハイデルベルグ大学、バイロイト大学、ブレーメン大学（以上、ドイツ）、パリャドリッド大学（スペイン）、東北財経大学、復旦大学（以上、中国）と単位互換ができ、それぞれの大学の語学研修及び国際交流プログラムに参加することによって語学科目の単位の認定される。「大学以外の教育施設で取得した単位の認定」は、平成9年度から施行される新学則で本学に入学する前に修得した単位の認定が可能となっている。単位認定の範囲は、大学、短期大学、短期大学の専攻科、高等専門学校の専攻科で30単位まで認定することができる。

「社会人の受入の促進」の第2項「公開講座の充実」について答申は次の事項を掲げている。

- ・ 講座内容・方法の改善
- ・ 単位の認定
- ・ 短期集中プログラムの開設

平成8年度に実施された公開講座及びリカレント教育は、図表3-2のようである。

図表3-2 公開講座・リカレント教育

| 講 座 名 | 開催期間 | 回 数 | 定 員 |
|-------------------|-------------|-----|-----|
| 公 開 講 座 | | | |
| 外国人による集中英会話（前期） | 5/29- 7/ 3 | 6回 | 20名 |
| 外国人による集中英会話（後期） | 11/16-12/11 | 6回 | 20名 |
| 外国人による集中ロシア語会話 | 5/28- 7/ 4 | 12回 | 20名 |
| 外国人による集中中国語会話 | 6/ 4- 7/11 | 12回 | 20名 |
| 戦後日本を考える | 9/25-10/ 9 | 5回 | 50名 |
| 激動社会の経営と技術 | 10/18-11/ 7 | 4回 | 50名 |
| リ カ レ ン ト 教 育 | | | |
| 歴史と民主主義-ヨーロッパと日本- | 10/15-12/17 | 10回 | 20名 |

本学では語学の公開講座としてネイティブ・スピーカーによる外国語会話を実施しており、英会話はもとより本学が所在する小樽の地理的な位置付けを考慮するとロシア語会話、中国語会話の開講は有益である。

語学の公開講座以外に開講する公開講座は、「戦後日本を考える」と「激動社会の経営と技術」がある。前者は、本学が単独で開催するものであるが、本学教官以外の講師を招き話題に幅を持たせている。後者は室蘭工業大学と共催で開講する講座で、自然科学系大学と社会科学系大学が人的資源を有効に活用し、有機的な関連のもとで今日的な話題を提供するもので、平成6年度より毎年実施している。

生涯学習を支援するために本学ではリカレント教育とリフレッシュ教育を実施している。今年度はリカレント教育として「歴史と民主主義」を開講している。

「地域社会への貢献」の第1項「施設開放の促進」について答申では次の事項を挙げている。

- ・ 「施設開放の充実」
- ・ 「大学博物館の整備」

「施設開放の充実」に関して答申は「図書館・博物館・資料館・体育館・グラウンドなどが主な対象となるが、実情に応じて、多様な施設の開放が可能な限り行われるように工夫されるべきである。」としている。この記述に従えば、本学では附属図書館、情報処理センター、LL教室など言語センター所属の諸施設、体育館、屋内プール、グラウンドが開放の対象となる。しかしな

がら、本学ではこれらの施設の開放は現在まで実施していない。その主な理由は管理の問題であろう。附属図書館では、図書の紛失・汚損が、情報処理センターでは不用意なソフトのインストールによるシステムの破壊やゲームセンター化が、言語センターでは施設の破損や所蔵しているビデオテープや語学テープの紛失・破損が、体育館・屋内プール・グラウンドでは事故があった場合の責任の所在などが、懸念される。これらの事項について検討し、十分な予防処置と対策が設けられた後に施設の開放を検討すべきであろう。

「大学博物館の整備」に関して本学には博物館が附属していないので、この事項は取り上げない。

Ⅱ 施設・設備の開放

【学 生 部】（課外活動施設の管理と運営）

1 施設の概要等

本学の課外活動施設は図表3-3のとおりで、その管理は学生課が窓口になり行っている。

現在、本学学部には昼間コース2,133名、夜間主コース456名の計2,589名の学生が在籍している。サークル等は図表3-4のとおり体育系41団体、文化系27団体があり、学生の加入率は58%強に及んでいる。

施設の利用は正課の授業が最優先されるが、それ以外の時間帯は大学公認のサークルを主に一般学生を含めた利用について、できる限りの便宜を図っている。

また、一般市民等への開放についても、例年、グラウンドを中心に10数件の利用申し込みがあるが、授業・サークル活動等に支障のない範囲で開放している。

図表3-3 課外活動施設及び利用サークル

| 課外活動施設 | 利 用 サ ー ク ル |
|--------------|----------------------------|
| ① 体 育 館 | ・バスケットボール部・羽球部・ハンドボール部・卓球部 |
| ② トレーニングセンター | ・バレー部・トランポリン部・空手道部 |
| ③ 屋 内 プ ール | ・水泳部 |
| ④ グ ラ ウ ンド | ・硬式野球部・準硬式野球部・アメリカンフットボール部 |
| ⑤ 山上グラウンド | ・サッカー部・ラグビー部 |
| ⑥ 武 道 場 | ・剣道部・柔道部・合気道部・正道会館空手部 |
| ⑦ 屋外テニスコート | ・硬式庭球（3面）・軟式庭球（2面） |
| ⑧ ボ ー ト 艇 庫 | ・ボート部 |
| ⑨ ヨ ッ ト 艇 庫 | ・ヨット部 |
| ⑩ 弓 道 場 | ・弓道部 |

図表3-4 平成8年度サークル活動参加状況

| | 在籍者数 | 加 入 者 数 | 非加入者数 | 加 入 者 数 内 訳 | |
|-----|-------|--------------|--------------|------------------------|----------------------|
| | | | | 体 育 系 | 文 化 系 |
| 昼 間 | 2,133 | 1,306(61.2%) | 827(38.8%) | [34団体] 864(40.5%) | [25団体] 613(28.7%) |
| 夜間主 | 456 | 202(44.3%) | 254(55.7%) | [7団体] 186(40.8%) | [2団体] 81(17.8%) |
| 合 計 | 2,589 | 1,508(58.2%) | 1,081(41.8%) | [41団体] 1,050(40.6%) | [27団体] 694(26.8%) |

注(1) 加入者数及び非加入者数は実人数であるが、加入者数内訳については、体育系と文化系の両方に加入している学生がいるため延べ人数で表す。

(2) %表示は、在籍者に対する割合で表す。

(3) 加入者数内訳の上段は、サークルの団体数を表す。

2 施設の開放と今後の課題

近年、大学改革が叫ばれるなか、生涯教育への対応、地域社会との連携等、従来の閉ざされた大学から開かれた大学への一環として、公開講座等を実施している。本学が地域社会の一員として積極的に参画し、大学の情報を提供することにより、地域社会との連携を強めることとなる。

今後、生涯教育の観点から考えて、課外活動施設についても積極的に開放すべきである。しかしながら、休日における施設開放については、スタッフの問題、安全面の配慮、グラウンド・テニスコートへの夜間照明の整備等、クリアすべき検討課題も多い。併せて、施設の開放に必要な

手続きを簡略化することが望まれる。

【附属図書館】（図書館の施設、設備の開放について）

1 改善の経緯

本学附属図書館は、明治44年5月本学の前身である小樽高等商業学校の設置と同時に開設されている。

図書館の利用は、当初、本学の構成員のみに認めていたが、交通機関、通信網等の発達等もあり、他大学等の研究者の来館利用を認めるとともに、文書、ファックスなどによる依頼に応じての図書の貸出、複写のサービスの利用も認めてきている。

また、近年では、生涯学習審議会等から「大学の施設は、本来の教育研究に支障を来さない限り、地域住民等に積極的に開放し、その学習活動の場として提供することが望ましい」旨の答申が出されたこともあり、積極的なPRはしていないが、地域住民等が図書館に来館した場合には、図書の閲覧、一時貸出などの利用を認めてきている。

2 現 状

本学の図書館規程では、図書館の目的を「図書館は、本学において研究並びに教授上必要な図書及び資料を収集し、本学の教職員及び学生の勉学に資するとともに、学外の研究者の利用にも供し、広く社会に貢献することを目的としている。」と規定している。このように学外の研究者には門戸を開いているが、地域住民等一般者には利用を認める規程とはなっていない。

地域住民等が来館し利用を希望した場合には、規程上の問題はあるが、図書館では、本来の利用者である教官・学生の利用に支障がない限り、身分証明書、保険証などで身分を確認し、来館者名簿に氏名、現住所等所要事項を記載させ、閲覧、複写のための一時貸出を行っている。

平成7年度において、来館して利用した学外者の状況は、次のとおりである。

| | | |
|--------|----|---|
| ・大学教員 | 13 | 人 |
| ・大学生 | 19 | |
| ・高校教員 | 6 | |
| ・会社員 | 10 | |
| ・公務員 | 4 | |
| ・本学卒業生 | 7 | |
| ・自営業 | 2 | |
| ・主婦など | 9 | |
| 合 計 | 70 | 人 |

3 問 題 点

図書館の施設、設備を開放するためには、次のような問題点がある。

- ① 定期試験期間中などは開架閲覧室の閲覧席が満席となっており、地域住民を利用させる場合には、学生の利用に支障を来す恐れがある。
- ② 図書を検索するための端末機は、現在、4台設置されているが、常に学生が利用している状況であり、部外者の利用に制限を加えざるを得ない状況にある。
- ③ 建物の構造上、閲覧カウンターの位置が出入口に面していないので、現状では、誰でも閲覧室に入室できる状況である。また、図書館員がカウンターを離れている場合は、開架閲覧室以外の1階、3階に自由に出入りでき、管理上問題がある。

4 改善すべき課題

本年4月、生涯学習審議会から、高等教育機関については、生涯学習社会の中で重要な役割を果たすことが期待されており、施設の開放などによる地域社会への貢献も一層期待される旨の答申が出された。

その中では、「図書館、博物館、資料館、体育館、グラウンドなどの大学等の施設の開放については、地域住民への開放を一層進めることが必要」とされており、本学としても、早急に検討のうえ、図書館を地域住民等に開放することが必要と考えられる。

図書館を開放するに当たっては、本学では、開学以来の貴重な図書を多数所蔵しており、これら資料が散逸しないように、また、本学構成員の利用に支障を来さないように配慮しなければならない。

このためには、施設、設備など利用環境の改善を図るとともに、上記3の問題点を踏まえながら、開放する範囲、開放する時期、サービスの範囲等を検討することが必要である。

今後、これらの問題を図書委員会で充分検討し、規程で明確にしたうえで、図書館を地域住民等に開放して行きたいと考えている。